

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の形質変更に係る調査命令
概要	<p>土壌汚染対策法では、土地の所有者等は、法第3条第1項ただし書の大阪市長の確認を受けた土地について、土地の形質の変更（軽易な行為等を除く。）を行うときは、あらかじめ大阪市長に届け出なければならぬこととし、大阪市長は当該届出を受けた場合は、土壌汚染状況調査を行わせることを命じます。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>土壌汚染対策法第3条第8項 土壌汚染対策法施行規則第21条の5、第21条の6 (<a href="https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>)</p>
処分基準	<p>○土壌汚染対策法第3条第8項</p> <p>都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第1項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html</a>
備考	